

『阿弥陀経』における「衣械」 という語についての再検討

畝 部 俊 英

はじめに

筆者は『同朋仏教』第35号において「『阿弥陀経』における「衣械」という語について」という論文（以下「拙論」という¹⁾）を発表した。その後、コンピュータを使って、「衣械」という語を再調査してみた。²⁾そこで、無視できない問題が浮かび上がってきたので、「衣械」という語について再検討し、補正すべき点について述べてみたい。³⁾

なお、「拙論」において、次のようなことを述べておいた。ナルタン版など版本のチベット訳『阿弥陀経』に見出される *me tog skun bu* は *puṣpapuṭa* と還梵できる。とすれば、鳩摩羅什訳『阿弥陀経』（以下『阿弥陀経』という）における「衣械」の梵語は *puṭa* であること、チベット訳『阿弥陀経』に *me tog skun bu*、そして『阿弥陀経』に「各以衣械、盛衆妙華」という文の中に「衣械」という語句があることから推して、鳩摩羅什が漢訳するのに用いた原本の〈阿弥陀経〉には、現存の梵文にはない *puṣpapuṭa* という語句があったであろうこと、*puṭa* は「容れ物、器」の意であり、*puṣpapuṭa* は「花 [を盛る] 器」のことであり、*puṭa* はそこに容れる物によって「[花を盛る] 皿や籠」、「[衣を入れる] 箱」などの意となること、その「花 [を盛る] 器」には複数の木の葉で作られたものがあること、木の葉で作られていて軽いからであろうか、諸仏に散華されるとき花 [を盛った] 器もろとも投げられることがあること、仏典には散華

『阿弥陀経』における「衣祴」という語についての再検討

を表す定型表現においてしばしば puṣpapuṭa という語句が用いられていること、したがって、『阿弥陀経』における「各以衣祴、盛衆妙華、供養他方十万億仏」という文は、それら定型表現の一つであることなどである。

1

「拙論」において、『大正新脩大蔵経』（以下『大正蔵』という）の、経と律関係の仏典（『大正蔵』第1巻～24巻所収）に見出される「衣祴」という漢訳語を、次のように「一覧表」にしておいた。

「衣祴」という漢訳語・出典一覧表				
仏典名	訳出者	訳出年(A. D.)	『大正蔵』(頁、段)	
須真天子経	竺法護	266	15 (111、下)	
密迹金剛力士会	竺法護	288	11 (63、中)	
漸備一切智徳経	竺法護	297	10 (492、中)	
阿差末菩薩経	竺法護	307	13 (586、中)	
無量清浄平等覚経			12 (288、中)	
阿弥陀経	鳩摩羅什	402	12 (347、上)	
十誦律	鳩摩羅什	404	23 (51、中)	
法華経	鳩摩羅什	406	9 (12、中)	
法華経	鳩摩羅什	406	9 (23、上)	
自在王菩薩経	鳩摩羅什	407	13 (932、中)	
摩訶僧祇律	仏陀跋陀羅・法顕	418	22 (358、上)	
如来智印経			15 (471、中)	
雜宝蔵経	吉迦夜・曇曜	472	4 (497、下)	
大莊嚴法門経	那連提耶舍	583	17 (832、上)	
毘奈耶雜事	義淨	710	24 (225、上)	
諸仏境界撰真実経	般若	781～810	18 (271、上)	

一
二
一

『阿弥陀経』における「衣械」という語についての再検討

ところで、コンピュータに入力されている『大正蔵』の、経と律関係の
仏典（第1巻～第24巻）を調べてみると、次のような仏典の中に「衣械」
という語のあることが判明した。「拙論」をまとめた時点では、見落とし
ていたものである。それは、以下のようである。

- 1) 支婁迦讖訳『侏真陀羅所問如来三昧経』（以下『侏真陀羅所問経』
という。147～188年訳出⁴⁾）
- 2) 竺法護訳『仏昇忉利天為母說法経』（以下『仏昇忉利天経』という。
265～274、或いは280～289年訳出⁵⁾）
- 3) 安法欽訳『道神足無極變化経』（280～289年訳出⁶⁾）
- 4) 那連提耶舎訳『徳護長者経』（583年訳出⁷⁾）
- 5) 義浄訳『根本説一切有部毘奈耶破僧事』（以下『破僧事』という。
695～711年訳出⁸⁾）

したがって、本稿においては、先ずこの五つの仏典を追加して、「改訂・
一覧表」を提示したい。そして、この「改訂・一覧表」においては、散華
を表す定型表現に用いられている漢訳語の「衣械」という語に限定して掲
げることとする。もっとも、散華を表す定型表現には、「衣械」とあると
ころに「械」（「改訂・一覧表」の仏典名に*を付す）とあるものがある。
また、『高麗版大蔵経』（以下『麗本』という）には「械」とあるが、『宋
版』、『元版』、『明版』の三本の『大蔵経』には「衣械」（「改訂・一覧表」
の仏典名に**を付す）とあるものもある。そこで「械」も puṭa の訳語
と見做してよいものは、「改訂・一覧表」に入れておく。また、「拙論」に
おいては、「衣襟」とある義浄訳『毘奈耶雜事』を「一覧表」に入れてい
たが、これは手違いであったので、その代わりにまさしく「衣械」が見出
される、同じ義浄訳の『破僧事』を挙げておく。すると、「改訂・一覧表」
は以下のようになる。

『阿弥陀經』における「衣械」という語についての再検討

改訂・「衣械」（「械」を含む）という漢訳語・出典一覧表				
仏典名	訳出者	訳出年(A.D.)	『大正蔵』（頁、段）	
侘真陀羅所問經	支婁迦讖	147~188	15 (355、上)	
須真天子經	竺法護	266	15 (111、下)	
仏昇忉利天經*	竺法護	280~289	17 (793、中)	
道神足無極变化經*	安法欽	280~289	17 (806、中)	
密迹金剛力士会	竺法護	288	11 (63、中)	
漸備一切智徳經**	竺法護	297	10 (492、中)	
阿差末菩薩經	竺法護	307	13 (586、中)	
無量清淨平等覚經			12 (288、中)	
阿弥陀經	鳩摩羅什	402	12 (347、上)	
法華經	鳩摩羅什	406	9 (12、中)	
			9 (23、上)	
			9 (23、下)	
			9 (24、上)	
			9 (24、中)	
自在王菩薩經	鳩摩羅什	407	13 (932、中)	
千仏因縁經 ⁹⁾	鳩摩羅什(?)	397~418	14 (67、上)	
不思議光菩薩所説經 ⁹⁾	鳩摩羅什(?)	397~418	14 (673、上)	
大莊嚴法門經	那連提耶舍	583	17 (832、上)	
徳護長者經	那連提耶舍	583	14 (846、下)	
破僧事	義淨	695~711	24 (198、中)	
諸仏境界摂眞実經	般若	781~810	18 (271、上)	

さて、ここで最初に問題となるのは、「拙論」では「衣械」という訳語は竺法護が初めて用いたことになる」としたことである。「改訂・一覧表」の初めに加えた『侘真陀羅所問經』は問題のある經典ではあるが、¹⁰⁾ 訳出者が支婁迦讖とすれば、中国における彼の訳経期間は「漢桓帝・靈帝時」（147~188）とされていて、この經典に「衣械」という語があるので、現存する漢訳仏典の中においては、「衣械」という訳語は支婁迦讖が初めて

用いたことになる」と訂正しなければならない。

ところで、「拙論」で注目したのは、『阿弥陀経』における「各以衣械、盛衆妙華」と『法華経』における「各以衣械、盛諸天華」という表現の仕方が似ているのは両経の訳出者が同じ鳩摩羅什ということで了解し易いのであるが、竺法護訳出の『密迹金剛力士会』（『大宝積経』所収）においても「各以衣械、盛好天華」という訳文が見出されることであった。したがって、「鳩摩羅什は「衣械」という単語だけでなく、その前後の文も竺法護に倣っているのである」と述べておいたのである。そこで、「衣械」という語を持つ前後の文について再検討してみたい。

2

漢訳仏典において「衣械」または「械」という語が見出される文は、およそ三類に分類できるように思われる。仮にこれを第1類、第2類、第3類として論を進めたい。第1類と第2類とは、「改訂・一覧表」に掲げた仏典における文、すなわち、散華を表す定型表現の文であり、第3類とは第1類と第2類に入らない、すなわち、散華を表す定型表現以外の文のこととする。まずは第1類は次のようである。

第1類

1) 支婁迦讖訳『佉真陀羅所問経』¹¹⁾

爾時其在会者衣械上、皆化自有華、皆起持是華、散佉真陀羅上。

2) 竺法護訳『仏昇切利天経』

仏之威神令其械上自然有華、……、各取此華、供養如来。

3) 安法欽訳(?)『道神足無極变化経』

華在其械上、悉以散仏。

4) 竺法護訳『漸備一切智徳経』

一一手掌、示江河沙華、在諸衣械^{*}、以用供養諸仏・世尊。

* 麗本は械上とあるが、宋、元、明、宮本によって衣械とする。

5) 竺法護訳『阿差末菩薩経』

於衣械上、自然有天華・香、則取東向、散彼仏上。

第1種に入るものは以上のものであるが、梵文やチベット訳ではどのようなになっているのか、一、二例を見ておこう。

先ず、1) の『佉真陀羅所問経』には、Paul Harrison 氏校訂のチベット訳刊本があるので、その当該箇所を参照する。

sangs rgyas kyi mthus thams cad dang ldan pa'i 'khor gyi lag par
lha'i me tog man da ra ba'i phur ma byung nas | de dag gis me tog
gi phur ma de dag mi 'am ci'i rgyal po ljon pa la gtor to ||¹²⁾

(仏力によって一切大衆の手の中に天の花、マンダラーヴァ [の盛られている] 器が現れて、かれらはこれらの花 [の盛られている] 器をキンナラ王に撒き散らす。)

このチベット訳文によって、支婁迦讖の「衣械」という訳語が me tog gi phur ma、すなわち、puṣpapaṭa と還梵できる語であることが確認できる。

次に、『十地経』の異訳である、4) の竺法護訳『漸備一切智徳経』を梵文『十地経』の当該箇所と対照してみることとする。

ekaikena ca pāṇinā gaṅgānadivālikāsamān puṣpapaṭāṃs teṣāṃ bud-
dhānāṃ bhagavatāṃ kṣipati.¹³⁾

(いちいちの手によって、ガンジス河の砂と同じ [ほどの数多くの] 花 [の盛られている] 器をかゝる諸仏・諸世尊に撒き散らす。)

竺法護も puṣpapaṭa を「衣械」という訳語で表しているのであるが、『麗本』では「衣械」の箇所が「械上」となっている。2) 竺法護訳『仏昇切利天経』と3) 安法欽訳『道神足無極变化経』では『麗本』だけでなく『宋』、『元』、『明』の『大蔵経』においても「械上」とある。そして、本稿では、仏力によって自然に現れて来る華を散華するという内容のものを第1類としたのであるが、上の梵文で見ると、『漸備一切智徳経』は第2類に入れた方がよいのかもしれない。

3

第2類は次のようである。

第2類

1) 竺法護訳『須真天子経』

持衣械、散於仏上及文殊師利。

2) 竺法護訳『密迹金剛力士会』

各以衣械、盛好天華、……供養菩薩。

3) 『無量清浄平等覚経』(以下『平等覚経』という)

皆以衣械諸華、……、往供養無量覚。

4) 鳩摩羅什訳『阿弥陀経』

各以衣械、盛衆妙華、供養他方十万億仏。

5) 鳩摩羅什訳『法華経』

各以衣械、盛諸天華、……、即以天華、而散仏上。

6) 鳩摩羅什訳『自在王菩薩経』

以種々好色香・華、満其衣械、以散仏上及諸菩薩。

7) 鳩摩羅什訳(?)『千仏因縁経』

各以衣械、盛曼陀羅華……曼殊沙華、……供養辟支仏。

8) 鳩摩羅什訳(?)『不思議光菩薩所説経』

以雜色衣械、如須弥焼香・抹香・塗香・幢幡・宝蓋、以用供養。

9) 那連提耶舎訳『大莊嚴法門経』

即以衣械曼陀羅華、与長者子教令散仏。

10) 那連提耶舎訳『徳護長者経』

以其衣械、盛満雜華、……、合十指掌。

11) 義浄訳『破僧事』

即衣械、盛衆妙花、……、時以衆宝花、散仏身上。

12) 般若訳『諸仏境界撰真實経』

手執衣械、旋轉空中、以供養仏。

第2類は、4)『阿弥陀經』や5)『法華經』に典型的に表されているように、素晴らしい花々が盛られた衣械を仏に撒き散らすという定型表現である。梵文では、『法華經』に、

taiś ca Sumeru-mātraiḥ puṣpa-puṭais taṃ bhagavantam abhyavakiranti sma.¹⁴⁾

(そして、かのスメール [山] の量ほどの、花々 [が盛られている] もろもろの器をかの世尊に撒き散らした。)

とあり、また、3)『平等覺經』は『無量壽經』の異訳の一つであるから、梵文『無量壽經』の当該箇所を見てみると、

bahupuṣpapuṭān gṛhītvā

……

okiranti naranāyakottamam

Amita-āyu naradevapūjitaṃ.¹⁵⁾

([かれらは] ……

多くの花々 [が盛られた] もろもろの器を [手に] 持って、

人間たちの最上の導師である、

人間たちと神々によって供養されたアミタ・アーユ [仏] に散らす。)

とある。そして、この puṣpapuṭa を『平等覺經』が「衣械」と訳していることについて、「拙論」で「従来、経録類の記述などにより、『平等覺經』の訳出者について、支婁迦讖説、帛延（または白延）説、竺法護説があった、今日に至るまで決着がついていないのであるが、「衣械」という一語であるが、竺法護が最初に用いた訳語である点において、竺法護説に有利な手がかりが一つ増えたことになる」と言明したことは、現存する經典の中では『佉真陀羅所問經』において、支婁迦讖が最初に「衣械」という訳語を用いたことが判明したので、「竺法護が最初に用いた訳語」というのは撤回する。

『阿弥陀經』の梵文には puṣpapuṭa を持つ文はないが、前述のように、

チベット訳の版本にある。「拙論」において取上げたが、次のようになっている。

de bshin gṣegs pa re re la yang me tog skun bu bye ba phrag 'bum
mngon par 'thor te | gtor nas …… |¹⁶⁾

(いちいちの如来に十万コーティの花 [が盛られた] 器を散らし、散らしてから、……。)

既に上で見てきたように、『侘真陀羅所問経』のチベット訳には、me tog gi phur ma とあったが、ここでは me tog skun bu とある。どちらも、puṣpapuṣa と還梵できる。鳩摩羅什訳『阿弥陀経』には「各以衣械、盛衆妙華」の文があるが、それは鳩摩羅什が加えたものではないことが、このチベット訳文によって分かる。そして、第2類において、この「各以衣械、盛衆妙華」という文を他の文と対照してみると、笈法護訳『密迹金剛力士会』の「各以衣械、盛好天華」と似ていることが目立つ。これは偶然の一致ではないであろう。やはり鳩摩羅什は、『法華経』の「各以衣械、盛諸天華」も同じであるが、笈法護の訳語に倣ったのであろう。したがって、「衣械」という語自体は現存仏典においては支婁迦讖訳『侘真陀羅所問経』に初めて出てくるのであるが、鳩摩羅什は支婁迦讖からではなく、笈法護訳の『密迹金剛力士会』から「衣械」という語とその前後の文を学んだように思う。この意味で、「拙論」において「鳩摩羅什は「衣械」という単語だけでなく、その前後の文も笈法護に倣っているのである」と述べたことは、今のところ訂正する必要はないであろう。

なお、義浄訳『破僧事』における「即衣械、盛衆妙花」に該当する梵文箇所には、puṣpapuṣa という語はない。¹⁷⁾

4

第3類としては、「衣械」また「械」という語を持つ文であるが、散華を表す定型表現以外の文のことである。

第3類

- 1) 安世高訳(?)『阿那邠邸化七子經』
或以械盛抱戴、隨其所欲、皆悉費用。¹⁸⁾
- 2) 竺法護訳『等集衆徳三昧經』
置于手掌、若現械上、若在頭上、……。¹⁹⁾
- 3) 竺法護訳『密迹金剛力士会』
懷之械上、成為華蓋、貢上如來。²⁰⁾
- 4) 竺法護訳『大淨法門經』
則以衣械、盛女死屍、棄叢樹間、而捨之法。²¹⁾
- 5) 鳩摩羅什訳『十誦律』
 - (1) 取者有五種。以手從他手取。若以衣械、從他衣械取、……。²²⁾
 - (2) 有五種受。手來手受。衣械來衣械受。……。²³⁾
- 6) 仏陀跋陀羅・法顯訳『摩訶僧祇律』
淨人手、瀉著衣械中、言受受、……。²⁴⁾
*瀉は宋、元、明、宮本では寫
- 7) 吉迦夜・曇曜訳『雜寶藏經』
盛裏衣械、棄婦而去。²⁵⁾
- 8) 義淨訳『破僧事』
余殘果子、衣械盛之。²⁶⁾

第3類としては、以上の八つの仏典の中に「衣械」または「械」という語が見出される。この中、1)『阿那邠邸化七子經』は、『大正藏』では、安世高訳となっている。²⁷⁾もしそれが認められるならば、「械」という語を最初に用いたのは安世高ということになるが、現存最古の經典目録である『出三藏記集』巻二の「新集經律論録」第一の安世高の項には、この經典は入っていない。巻四の「新集統撰失訳雜經録」の中にこの經典名が見える。²⁸⁾宇井博士も安世高の訳出經典として認めていない。²⁹⁾それに、この場合、「械」がどのような意味を持つものであるのかも分からないので、「械」という語が『阿那邠邸化七子經』に見られることを指摘することに留めたい。

なお、『如来智印経』には、

皆以衣鉢、盛七宝華各五百裏、以散仏。³⁰⁾

という、『阿弥陀経』や『法華経』と同じような文があるが、訳出者も訳出年も不明であるので、資料としては使えない。

おわりに

『阿弥陀経』における「衣鉢」という語について」という「拙論」において、「衣鉢」という漢訳語・出典一覧表」を作って掲載したのであるが、「拙論」発表後、コンピュータに入力されている『大正蔵』の、経と律関係の仏典の「衣鉢」という語を検索してみると、「一覧表」の不備であることが判明した。それも、漢訳仏典において誰が最初に「衣鉢」という語を用いたかという訳語研究の中でも最も正確を期さなければならない問題について見落としがあったのである。本稿においては、取りあえずこの点に関して訂正する。そして、現存の漢訳仏典において、「衣鉢」という語を最初に用いたのは支婁迦讖であるとすれば、『平等覚経』の訳出者が誰であるかという問題は、筆者にとっては今後の課題として保留したい。

なお、puṭa について、「拙論」では『ジャータカ』より一例を出して、「『ジャータカ』における puṭa は複数の木の葉で作られた、物を容れる器のようである」と述べておいたが、次のような用例もあるので、補足しておく。

Tasim khane uyyānapālo pattasampannaṃ rukkhaṃ abhirūhitvā mahantamahantāni pattāni gahetvā „ayaṃ pupphānaṃ bhavissati ayaṃ phalānaṃ“ ti puṭe katvā rukkhamūle pā³¹⁾teti, …… .

この箇所を、『ジャータカ全集』は、次のように和訳している。

そのとき、園丁が、葉のある木にのぼって、大きな大きな葉をつぎつぎに取って、「これは花の容器に、これは実の容器になるであろう」と言って、容器を作って、木の根もとに落とした。³²⁾

『阿弥陀經』における「衣鉢」という語についての再検討

この用例からも、puṭa は複数の木の葉で作られ、「花の容器」や「実の容器」になることが分かる。

註

- 1) 拙論「『阿弥陀經』における「衣鉢」という語について」（『同朋仏教』第35号、同朋大学仏教学会、1999年7月、114—89頁）。
- 2) 中華電子仏典協会製作の『大正藏』より検出。
- 3) 本稿は註1)の「拙論」の再検討と補正であるので、全体の論旨については「拙論」を参照していただきたい。また、註も、本稿において再出する箇所は必要なもの以外省略したので、「拙論」を参照していただきたい。
- 4) 『大正藏』15巻、348—367頁。訳出者については、支慇度「合首楞嚴經記」（『大正藏』55巻、49頁、上段）による。訳出年については、僧祐撰『出三藏記集』（以下『出三』という）巻二の「支婁迦讖の項」（『大正藏』55巻、6頁、中段）に「漢桓帝・靈帝時（147—188年）」とある。平川彰『初期大乘仏教の研究』I（『平川彰著作集』第3巻、春秋社、1989年）169—170頁参照。
- 5) 『大正藏』17巻、787—799頁。訳出者については、『出三』巻二の「竺法護の項」（『大正藏』55巻、7頁、下段）による。訳出年については、法経等撰『衆經目錄』（以下『法経録』という）巻一（『大正藏』55巻、117頁、中段）に「晋太康年（280—289年）竺法護訳」とあり、費長房『歷代三宝紀』（以下『三宝紀』という）巻六（『大正藏』49巻、62頁、下段）に「太始年（265—274）出」とある。
- 6) 『大正藏』17巻、799—816頁。訳出者について、『出三』は巻四の「新集統撰失訳雜經録第一」（『大正藏』55巻、21頁、下段）の中に、この經典を入れている。『法経録』巻一は訳出年とともに「晋太康年（280—289年）安法欽訳」（『大正藏』55巻、117頁、下段）とする。
- 7) 『大正藏』14巻、840—850頁。『三宝紀』巻十二の「那連提耶舍の項」（『大正藏』49巻、102頁、下段）に「開皇三年（583年）六月出」とある。
- 8) 『大正藏』24巻、99—206頁。訳出年は円照撰『貞元新定釈教目錄』巻十三の「義浄の項」（『大正藏』55巻、869頁、上段）に『菓事』などと共に「並從大周証聖元年（695）、至大唐景雲二年（711）」とある。
- 9) 『千仏因縁經』については『出三』巻四の「失訳雜經録」（『大正藏』55巻、22頁、中段）の中にあり、『法経録』巻一（『大正藏』55巻、121頁、上段）でも「失訳」經典の中にある。『不思議光菩薩所説經』については『出三』は何も述べていない。したがって、両經とも鳩摩羅什訳として疑わしい。そこで、「拙論」

『阿弥陀経』における「衣械」という語についての再検討

の「一覧表」には出さなかったが、この「改訂・一覧表」には「(?)」を付した上で入れておく。また、『十誦律』、『摩訶僧祇律』、『如来智印経』及び『雜宝蔵経』は「改訂・一覧表」では削除した。『十誦律』、『摩訶僧祇律』及び『雜宝蔵経』は、散華を表す定型表現でないこと、『如来智印経』は訳出者も訳出年も不明の經典であることによる。

- 10) この經典名は『出三』巻二の「支婁迦讖の項」(『大正蔵』55巻、6頁、中段)に見えるが、割註に「安録無。今闕」とあり、『法経録』巻一(『大正蔵』55巻、120頁、下段)では「失訳」經典の中に入っている。
- 11) 『大正蔵』の巻、頁、段は、「改訂・一覧表」に示す。以下同じ。また、本稿では、漢訳仏典の読み下しは省略した。
- 12) *Druma-kinnara-rāja-pariṣcchā-sūtra*, A Critical Edition of the Tibetan Text (Recension A) based on Eight Editions of the Kanjur and the Dunhuang Manuscript Fragment, by Paul Harrison, Studia Philologica Buddhica Monograph Series VII, Tokyo, The International Institute for Buddhist Studies, 1992, p.100, ll.4-6.
- 13) *Daśabhūmīśvaro nāma mahāyānasūtram*, ed. by Rūko Kondo (Rinsen Buddhist Texts Series II, Kyoto. 1983) p.192. ll.14-15.
- 14) *Saddharmapundarīka-sūtram*, Romanized and Revised Text of the Bibliotheca Buddhica Publication by Consulting A Skt. Ms. & Tibetan and Chinese Translations, by U. Wogihara and C. Tsuchida, Tokyo, 1934, p.149, ll.6-7.
- 15) *Sukhāvati-vyūha*, édité par Atsuuji Ashikaga, Kyoto, 1956, p.44, ll.5-8.
- 16) 河口慧海「蔵和对訳・阿弥陀経」の蔵訳(底本はナルタン版)(『浄土宗全書』23、『梵蔵和英合璧・浄土三部経』所収、山喜房仏書林、1972年、再版)344頁、20-21行。
- 17) *The Gilgit Manuscript of the Saṅghabhedavastu*, Being the 17th and Last Section of the Vinaya of the Mūlasarvāstivādin, Part II, edited by Raniero Gnoli with the Assistance of T. Venkatacharya, Roma, Is. M. E.O. 1978, p.190, ll.7-8.
- 18) 『大正蔵』2巻、862頁、中段。この經典は、『出三』巻二の「安世高の項」(『大正蔵』55巻、5頁、下段-6頁、中段)には見られず、巻四の「失訳雜経録」(『大正蔵』55巻、25頁、中段)に入っている。『法経録』巻二(『大正蔵』55巻、195頁、上段)には「後漢世、安世高訳」とある。
- 19) 『大正蔵』12巻、980頁、中段。この經典は『出三』巻二の「竺法護の項」

『阿弥陀經』における「衣衾」という語についての再検討

- (『大正藏』55卷、7頁、下段)に見られ、「自太始中(265)至懷帝永嘉二年(308)以前所訳出」(『大正藏』55卷、9頁、中一下段)と述べられている經典の一つである。
- 20) 『大正藏』11卷、44頁、中段。この經典は『出三』卷二の「竺法護の項」(『大正藏』55卷、7頁、中段)に見られ、その割註に「太康九年(288)」とある。
- 21) 『大正藏』17卷、823頁、下段。この經典は『出三』卷二の「竺法護の項」(『大正藏』55卷、7頁、下段)に見られ、その割註に「建始元年(301)三月二十六日出」とある。
- 22) 『大正藏』23卷、51頁、中段。この律典は『出三』卷二の「鳩摩羅什の項」(『大正藏』55卷、11頁、上段)に「十誦律六十一卷」とあり、『三宝紀』では、「弗若多羅の項」(『大正藏』49卷、77頁、中段)に「十誦律五十八卷」として、その割註に「弘始六年(404)……出」とする。
- 23) 『大正藏』23卷、359頁、下段。
- 24) 『大正藏』22卷、358頁、上段。この律典は『出三』卷二の「法顕の項」(『大正藏』55卷、11頁、下段—12頁、上段)において、「摩訶僧祇律四十卷」とあり、「天竺禪師・仏馱跋陀羅共訳出」とあり、「摩訶僧祇律私記」(『大正藏』22卷、548頁、中段)において、「至(義熙)十四年(412)二月末都訖」とある。
- 25) 『大正藏』4卷、497頁、下段。この經典は『出三』卷二の「吉迦夜・曇曜の項」(『大正藏』55卷、13頁、中段)に「雜寶藏經十三卷」とある。ただし、その割註には「闕」とある。『法經錄』卷三(『大正藏』55卷、128頁、上段)には「雜寶藏經十卷」とあり、その割註に「後魏延興年(471—475)」とある。
- 26) 『大正藏』24卷、176頁、下段。
- 27) 『大正藏』2卷、862頁、上段。註18) 参照。
- 28) 註18) 参照。
- 29) 宇井伯寿「シナ仏教最初の訳經弘伝者 安世高の研究」(『訳經史研究』、岩波書店、1971年、3—467頁)。
- 30) 『大正藏』15卷、471頁、中段。
- 31) *The Jātaka*, Vol. II, ed. by V. Fausøll, PTS., 1936, p.391, ll.2-4.
- 32) 前田専学訳『ジャータカ全集』3(春秋社、1982年)、274頁、下段。